

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	特別障害者手当等の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長野県は、特別障害者手当等支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報のファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいくことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

長野県知事

公表日

令和7年10月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別障害者手当等の支給に関する事務
②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項に基づく経過の福祉手当に関する事務 ①認定請求書の受理及び認定事務 ②所得状況届の受理、内容審査事務 ③氏名、住所変更届の受理、内容確認、台帳登録事務
③システムの名称	中間サーバー、統合利用番号連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
なし(受給者台帳等)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 67の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番13、16、19、29、42、80、125、146、158及び161 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番91、92、93及び119
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部障がい者支援課
②所属長の役職名	障がい者支援課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁西庁舎1階 長野県行政情報センター TEL:026-235-7060(直通) FAX:026-235-7370 上記の他、県内10箇所の地域振興局行政情報コーナー http://www.pref.nagano.lg.jp/kokai/kensei/tokei/johokokai/teikyo/joho-center/index.html
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁4階 長野県健康福祉部障がい者支援課 電話 026-235-7104(直通)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、申請時や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底を厳守している。管理簿への個人番号の転記は手作業で実施しているが、複数人での内容確認を行うようにしている。また副本登録を行う前に県の住基情報と突合しマイナンバーに誤りがないか確認しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・住基ネット照会等で使用するUSBメモリは、事前に許可を得た媒体のみが使用可能となるよう制御されており、使用に当たってはパスワード保護・使用簿の記載等ルールを徹底している。 以上の対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月26日	Ⅱ－1・2 いつの時点の計数か	平成30年3月31日	平成31年3月31日	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更に該当しない。
平成31年4月26日	Ⅳリスク対策	なし	全追加	事後	様式変更によるもの
令和2年9月14日	Ⅱしきい値 1対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和2年9月14日	Ⅰ 3個人番号の利用	番号利用法第9条第1項 別表第1 47項	・番号利用法第9条第1項 別表第1 47項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第38条	事後	
令和2年9月14日	Ⅰ 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2 項番26、56の2、87 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2 項番67、68	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第2 項番19、26、56の2及び87 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第19条、第30条及び第44条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第2 項番67、68、69及び85 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第38条	事後	
令和3年11月1日	Ⅰ－1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	特障・障害児福祉手当		事後	
令和3年11月1日	Ⅰ－3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表第1 47項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第38条	番号利用法第9条第1項 別表第1 47の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第2 項番19、26、56の2、及び87 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第19条、第30条及び第44条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第2 項番67、68、69及び85 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第38条	【情報提供の根拠】 - 番号法第19条第8号 別表第2 項番9、12、15、19、26、56の2、87 【情報照会の根拠】 - 番号法第19条第8号 別表第2 項番67、68、69及び85	事後	
令和3年11月1日	II－1・2. いつの時点の計数か		令和3年3月31日 時点	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。
令和4年6月27日	II－1・2. いつの時点の計数か		令和4年3月31日 時点	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。
令和5年8月2日	II－1・2. いつの時点の計数か	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。
令和5年8月2日	I－1. ③システムの名称		中間サーバー、統合利用番号連携サーバー	事後	
令和6年9月25日	I－3. 法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表第1 47の項	評価書記載のとおり	事後	
令和6年9月25日	I－4. ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 - 番号法第19条第8号 別表第2 項番9、12、15、19、26、56の2、87 【情報照会の根拠】 - 番号法第19条第8号 別表第2 項番67、68、69及び85	評価書記載のとおり	事後	
令和6年9月25日	II－1・2. いつの時点の計数か	令和5年3月31日 時点	令和6年3月31日 時点	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月25日	Ⅳ－8. 監査	[]内部監査	[○]内部監査	事後	
令和7年10月21日	Ⅱ－1・2. いつの時点の計 数か	令和6年3月31日 時点	令和7年3月31日 時点	事後	評価書見直しに合わせた計 数の日の変更であり、しきい 値判断にも変更はないため、 重要な変更該当しない。
令和7年10月21日	Ⅳ－8. 人手を介在させる作 業	なし	評価書記載のとおり	事後	様式変更によるもの
令和7年10月21日	Ⅳ－11. 最も優先度が高いと 考えられる対策	なし	評価書記載のとおり	事後	様式変更によるもの